

令和 8 年 6 月 1 2 日

令和 8 年

第 2 回 大 分 市 議 会 定 例 会 議 案

大 分 市

議案番号	題名
議第 57 号	大分市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について
議第 58 号	大分市恩給条例の一部改正について
議第 59 号	大分市税条例の一部改正について
議第 60 号	大分市手数料条例の一部改正について
議第 61 号	大分市幼稚園型認定こども園、保育所型認定こども園及び地方裁量型認定こども園の認定の要件を定める条例等の一部改正について
議第 62 号	大分市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部改正について
議第 63 号	大分市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部改正について
議第 64 号	大分市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部改正について
議第 65 号	大分市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
議第 66 号	大分市児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正について
議第 67 号	大分市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例の一部改正について
議第 68 号	大分市浄化槽の保守点検業者の登録に関する条例の一部改正について
議第 69 号	大分市都市公園条例の一部改正について
議第 70 号	大分市立義務教育学校設置条例の一部改正について
議第 71 号	大分市スポーツ施設条例の一部改正について

議案番号	題名
議第 72 号	市有財産の処分について（大分市葬斎場及び佐賀関火葬場残骨灰）
議第 73 号	市有財産の処分について（教育用タブレット端末）
議第 74 号	市道路線の認定について
報第 8 号	専決処分した事件の承認について （大分市税条例の一部改正について）
報第 9 号	専決処分した事件の承認について （大分市国民健康保険税条例等の一部改正について）
報第 10 号	専決処分した事件の承認について （大分市介護保険条例の一部改正について）

議第 57 号

大分市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について

大分市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和8年6月12日 提出

大分市長 足立 信也

大分市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

大分市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年大分市条例第44号）の一部を次のように改正する。

別表第1の10の2の項を削る。

別表第2の1別表第1の右欄に掲げる事務関係の部10の2の項を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

介護保険法の一部改正に伴い、所要の改正をいたしたく本案を提出する。

議第 58 号

大分市恩給条例の一部改正について

大分市恩給条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 8 年 6 月 1 2 日 提 出

大分市長 足 立 信 也

大分市恩給条例の一部を改正する条例

大分市恩給条例（昭和 38 年大分市条例第 21 号）の一部を次のように改正する。

第 52 条第 1 号中「279,100 円」を「恩給法等の一部を改正する法律（昭和 51 年法律第 51 号。以下「一部改正法」という。）附則第 14 条第 1 項第 1 号に掲げる額」に改め、同条第 2 号中「159,400 円」を「一部改正法附則第 14 条第 1 項第 2 号に掲げる額」に改め、同条第 3 号中「159,000 円」を「一部改正法附則第 14 条第 1 項第 3 号に掲げる額」に改める。

附 則

（施行期日等）

1 この条例は、公布の日から施行し、令和 8 年 4 月 1 日から適用する。

（経過措置）

2 改正後の第 52 条の規定は、令和 8 年 4 月 1 日前に支給すべき事由の生じた遺族扶助料で同年 4 月分以降に支給すべきものについて適用し、同年 3 月分以前に支給すべき遺族扶助料については、なお従前の例による。

提案理由

恩給法による恩給改定率の改定等に関する政令の一部改正に伴い、所要の改正をいたしたく本案を提出する。

議第 59 号

大分市税条例の一部改正について

大分市税条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 8 年 6 月 1 2 日 提 出

大分市長 足 立 信 也

大分市税条例の一部を改正する条例

大分市税条例（昭和 3 8 年大分市条例第 1 0 7 号）の一部を次のように改正する。

第 2 7 条第 2 項中「附則第 5 条の 6 第 2 項」を「附則第 5 条の 6 第 3 項又は第 4 項」に改める。

第 3 0 条第 1 項ただし書中「及び第 3 1 条の 3 第 1 項」を「並びに第 3 1 条の 3 第 1 項及び第 2 項第 4 号」に改める。

第 3 1 条の 2 第 1 項第 2 号中「除き、」を「除く。次条第 1 項第 2 号において同じ。）（」に改め、「。次条第 1 項において同じ」を削り、同条第 5 項中「次条第 4 項」を「次条第 5 項」に改める。

第 3 1 条の 3 第 1 項を次のように改める。

次に掲げる者（以下この条において「公的年金等受給者」という。）は、公的年金等支払者（所得税法第 2 0 3 条の 6 第 1 項に規定する申告書の提出の際に経由すべき同項に規定する公的年金等（以下この項において「公的年金等」という。）の支払者をいう。以下この条において同じ。）から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次項各号に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を經由して、市長に提出しなければならない。

(1) 所得税法第 2 0 3 条の 6 第 1 項の規定により同項に規定する申告書を

提出しなければならない者

(2) 法の施行地において公的年金等（所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。）の支払を受ける第16条第1項第1号に掲げる者であって、特定配偶者（所得割の納税義務者（合計所得金額が9,000,000円以下であるものに限る。）の自己と生計を一にする配偶者（合計所得金額が950,000円以下であるものに限る。）をいう。次号及び次項第3号において同じ。）（退職手当等（第44条の2に規定する退職手当等に限る。以下この号において同じ。）に係る所得を有する者に限る。）又は扶養親族（年齢16歳未満の者又は控除対象扶養親族であって退職手当等に係る所得を有する者に限る。）若しくは特定親族（退職手当等に係る所得を有する者であって、合計所得金額が850,000円以下であるものに限る。）を有する者

(3) 法の施行地において公的年金等（所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものに限る。）の支払を受ける第16条第1項第1号に掲げる者（当該年中に支払を受けるべき当該公的年金等の額がその年最初に当該公的年金等の支払を受けるべき日の前日の現況において令第48条の9の7の3に定める金額に満たない者を除く。）であって、障害者、寡婦若しくはひとり親に該当する者又は特定配偶者若しくは扶養親族（年齢16歳未満の者又は控除対象扶養親族に限る。）若しくは特定親族（合計所得金額が850,000円以下であるものに限る。）を有する者

第31条の3第5項中「第3項」を「第4項」に改め、同項を同条第6項とし、同条第4項中「第48条の9の7の3」を「第48条の9の8」に改め、同項を同条第5項とし、同条第3項を同条第4項とし、同条第2項中「前項」を「第1項」に、「法第317条の3の3第1項の規定による申告書に」を「同条第1項の規定による申告書に」に、「法第317条の3の3第1項の規定に

よる申告書を提出する」を「同条第1項の規定による申告書を提出する」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 前項の規定による申告書の記載事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 公的年金等支払者の名称
- (2) 公的年金等受給者が、法第314条の2第1項第6号に規定する特別障害者又はその他の障害者に該当する場合にはその旨及びその該当する事実並びに寡婦又はひとり親に該当する場合にはその旨
- (3) 特定配偶者の氏名
- (4) 扶養親族又は特定親族の氏名
- (5) その他施行規則で定める事項

第54条中「が土地」の次に「又は家屋」を加え、「、家屋にあっては、200,000円」を削り、「1,500,000円」を「1,800,000円」に改める。

第67条第1号オ中「特定小型原動機付自転車」の次に「（第73条第2項において「特定小型原動機付自転車」という。）」を加える。

第108条第1号中「未満の」を「に達する日以後の最初の3月31日までの間にある」に改め、同条第2号を次のように改める。

- (2) 一般公衆浴場（大分市公衆浴場法施行条例（平成24年大分市条例第54号）第2条第1号に規定する一般公衆浴場をいう。）に入湯する者（当該一般公衆浴場に併設された宿泊施設への宿泊を伴う者を除く。）又は共同浴場に入湯する者

第108条中第6号を第7号とし、第5号を第6号とし、第4号を第5号とし、同条第3号中「者」の次に「で規則で定めるもの」を加え、同号を同条第4号とし、同条第2号の次に次の1号を加える。

- (3) 鉱泉浴場が設置された施設において、入湯に要する費用として規則で定める金額以下の料金を負担して入湯する者（当該施設に宿泊する者を

除く。)

附則第10条中「から令和9年度まで」を「以後」に改める。

附則第11条の3第1項中「令和20年度」を「令和25年度」に、「令和7年」を「令和12年」に改める。

附則第11条の4中「又は附則第27条第1項」を「、附則第26条の3第1項又は附則第27条第1項」に、「附則第5条の6第2項」を「附則第5条の6第3項又は第4項」に改める。

附則第13条の2中「附則第7条の2第4項」の次に「(法附則第7条の3第3項又は第4項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)」を加える。

附則第20条第1項各号列記以外の部分中「令和8年3月31日」を「令和10年3月31日」に改め、「及び償却資産」の次に「(所得税法施行令第6条第1号から第3号まで又は法人税法施行令第13条第1号から第3号までに掲げるものに限る。)」を加える。

附則第23条の2第2項中「附則第34条の2第5項」を「附則第34条の2第6項」に、「附則第34条の2第10項」を「附則第34条の2第12項」に改め、同条に次の1項を加える。

4 第1項(第2項において準用する場合を含む。)の場合において、所得割の納税義務者が、租税特別措置法第31条の2第2項第13号から第15号までに掲げる土地等の譲渡に該当するものをしたときにおけるその譲渡をした土地等がその譲渡をした時において地すべり等防止法(昭和33年法律第30号)第3条第1項の地すべり防止区域、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和44年法律第57号)第3条第1項の急傾斜地崩壊危険区域、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第9条第1項の土砂災害特別警戒区域又は特定都市河川浸水被害対策法(平成15年法律第77号)第56条第1項の浸水

被害防止区域内にあるときは、当該土地等の譲渡は、第1項又は第2項に規定する優良住宅地等のための譲渡又は確定優良住宅地等予定地のための譲渡に該当しないものとみなす。

附則第26条の2の次に次の1条を加える。

(特定暗号資産に係る譲渡所得等に係る個人の市民税の課税の特例)

第26条の3 当分の間、所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第38条の2第1項に規定する事業所得、譲渡所得又は雑所得を有する場合には、当該事業所得、譲渡所得及び雑所得については、第20条第1項及び第2項並びに第23条の規定にかかわらず、他の所得と区分し、前年中の当該事業所得の金額、譲渡所得の金額及び雑所得の金額として令附則第18条の6の4で定めるところにより計算した金額（以下この項において「特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」という。）に対し、特定暗号資産に係る課税譲渡所得等の金額（特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額（次項第1号の規定により読み替えて適用される第22条の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）をいう。）の100分の3に相当する金額に相当する市民税の所得割を課する。

2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

- (1) 第22条の規定の適用については、同条中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額、附則第26条の3第1項に規定する特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」とする。
- (2) 第26条、第27条第1項、第27条の2、第27条の3第1項、附則第11条第1項及び附則第11条の3第1項の規定の適用については、第26条中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第26条の3第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第27条第1項前段、第27条の2、第27条の3第1項、附則第11条第1項及び附則第11条の3第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第26条の3

第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第27条第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第26条の3第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。

(3) 第28条の規定の適用については、同条中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は附則第26条の3第1項に規定する特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」と、「若しくは山林所得金額」とあるのは「、山林所得金額若しくは附則第26条の3第1項に規定する特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」とする。

(4) 附則第5条の3の規定の適用については、同条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第26条の3第1項に規定する特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」と、同条第2項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第26条の3第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第108条の改正規定及び附則第4条の規定 令和8年10月1日

(2) 第30条第1項ただし書、第31条の2及び第31条の3の改正規定並びに附則第10条及び附則第11条の3第1項の改正規定並びに次条第1項及び第2項の規定 令和9年1月1日

(3) 第54条の改正規定及び附則第3条第1項の規定 令和9年4月1日

(4) 第27条第2項の改正規定並びに附則第11条の4の改正規定（「附則第5条の6第2項」を「附則第5条の6第3項又は第4項」に改める部分に限る。）、附則第13条の2の改正規定、附則第23条の2第2項の改正規定及び同条に1項を加える改正規定並びに次条第4項の規定 令和10

年1月1日

- (5) 附則第11条の4の改正規定（前号に掲げる改正規定を除く。）及び附則第26条の2の次に1条を加える改正規定並びに次条第3項及び第5項の規定 金融商品取引法及び資金決済に関する法律の一部を改正する法律（令和8年法律第 号）の施行の日の属する年の翌々年の1月1日（市民税に関する経過措置）

第2条 この条例による改正後の大分市税条例（以下「新条例」という。）第31条の3第1項及び第2項の規定は、前条第2号に掲げる規定の施行の日以後に支払を受けるべき公的年金等について提出する新条例第31条の3第1項の規定による申告書について適用し、同日前に支払を受けるべき公的年金等について提出したこの条例による改正前の大分市税条例第31条の3第1項の規定による申告書については、なお従前の例による。

- 2 新条例附則第11条の3第1項の規定は、市民税の所得割の納税義務者が令和8年1月1日以後に所得税法等の一部を改正する法律（令和8年法律第12号。以下この項において「所得税法等改正法」という。）第7条の規定による改正後の租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第41条第1項に規定する居住用家屋（同条第16項の規定により同条第1項に規定する居住用家屋とみなされる同条第16項に規定する特例居住用家屋を含む。）若しくは既存住宅（同条第17項の規定により同条第1項に規定する既存住宅とみなされる同条第17項に規定する特例既存住宅及び同条第35項の規定により同条第1項に規定する既存住宅とみなされる同条第35項に規定する要耐震改修住宅を含む。）若しくは増改築等をした家屋（同条第17項の規定により同条第1項に規定する増改築等をした家屋とみなされる同条第17項に規定する特例増改築等をした家屋を含み、当該増改築等又は当該特例増改築等に係る部分に限る。）又は同条第6項に規定する認定住宅等（同条第18項の規定により同条第6項に規定する認定住宅等とみなされる同条第18

項に規定する特例認定住宅等を含む。)を同条第1項の定めるところによりその者の居住の用に供する場合について適用し、市民税の所得割の納税義務者が同日前に所得税法等改正法第7条の規定による改正前の租税特別措置法第41条第1項に規定する居住用家屋(同条第20項の規定により同条第1項に規定する居住用家屋とみなされる同条第20項に規定する特例居住用家屋を含む。)若しくは既存住宅(同条第35項の規定により同条第1項に規定する既存住宅とみなされる同条第35項に規定する要耐震改修住宅を含む。)若しくは増改築等をした家屋(当該増改築等に係る部分に限る。)又は同条第10項に規定する認定住宅等(同条第21項の規定により同条第10項に規定する認定住宅等とみなされる同条第21項に規定する特例認定住宅等を含む。)を同条第1項の定めるところによりその者の居住の用に供した場合については、なお従前の例による。

3 前条第5号に掲げる規定による改正後の大分市税条例附則第11条の4の規定は、同号に掲げる規定の施行の日(以下この項及び第5項において「5号施行日」という。)の属する年度の翌年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、5号施行日の属する年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

4 新条例附則第23条の2第4項の規定は、市民税の所得割の納税義務者が前条第4号に掲げる規定の施行の日以後に行う新条例附則第23条の2第1項の土地等の譲渡について適用する。

5 新条例附則第26条の3の規定は、5号施行日の属する年度の翌年度以後の年度分の個人の市民税について適用する。

(固定資産税に関する経過措置)

第3条 新条例第54条の規定は、令和9年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和8年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 新条例附則第20条の規定は、令和8年4月1日以後に地域再生法（平成17年法律第24号）第17条の2第3項の認定を受けた同条第1項に規定する地方活力向上地域等特定業務施設整備計画に従って新条例附則第20条第1項に規定する地方活力向上地域特別償却設備を新設し、又は増設した者に対する固定資産税について適用し、同日前に当該認定を受けた同計画に従って同項に規定する地方活力向上地域特別償却設備を新設し、又は増設した者に対する固定資産税については、なお従前の例による。

（入湯税に関する経過措置）

第4条 新条例第108条の規定は、附則第1条第1号に掲げる規定の施行の日以後における入湯に対して課すべき入湯税について適用し、同日前における入湯に対して課する入湯税については、なお従前の例による。

提案理由

地方税法等の一部改正等に伴い、所要の改正をいたしたく本案を提出する。

議第 60 号

大分市手数料条例の一部改正について

大分市手数料条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 8 年 6 月 1 2 日 提 出

大分市長 足 立 信 也

大分市手数料条例の一部を改正する条例

大分市手数料条例（昭和 3 9 年大分市条例第 1 2 号）の一部を次のように改正する。

別表第 2 の 1 5 の項第 1 号金額の欄中「1 3 0, 0 0 0 円」を「1 3 6, 0 0 0 円」に、「1 1 0, 0 0 0 円」を「1 1 5, 0 0 0 円」に改め、同項第 2 号金額の欄中「1 2 0, 0 0 0 円」を「1 2 5, 0 0 0 円」に、「1 0 0, 0 0 0 円」を「1 0 5, 0 0 0 円」に改め、同項第 3 号金額の欄中「3 3, 0 0 0 円」を「3 3, 9 0 0 円」に改め、同項第 4 号金額の欄中「2 0, 0 0 0 円」を「2 0, 5 0 0 円」に改め、同項第 5 号金額の欄及び同項第 6 号金額の欄中「7 0, 0 0 0 円」を「7 1, 0 0 0 円」に改め、同項第 2 3 号金額の欄中「3 3, 0 0 0 円」を「3 3, 9 0 0 円」に改め、同項第 2 4 号金額の欄中「2 0, 0 0 0 円」を「2 0, 5 0 0 円」に改め、同項第 2 5 号金額の欄及び同項第 2 6 号金額の欄中「7 0, 0 0 0 円」を「7 1, 0 0 0 円」に改め、同表の 1 9 の項第 1 号金額の欄中「2 4 0, 0 0 0 円」を「2 6 7, 0 0 0 円」に改め、同項第 2 号金額の欄中「2 2 4, 0 0 0 円」を「2 4 9, 0 0 0 円」に改め、同項第 3 号金額の欄中「2 2 2, 0 0 0 円」を「2 4 7, 0 0 0 円」に改め、同項第 4 号金額の欄、同項第 5 号金額の欄及び同項第 6 号金額の欄中「7 0, 0 0 0 円」を「7 8, 0 0 0 円」に改め、同表の 2 0 の項第 1 号金額の欄及び同項第 2 号金額の欄中「3, 0 0 0 円」を「3, 2 5 0 円」に改め、同項第 3 号金額の欄及び同項

第4号金額の欄中「5,000円」を「5,250円」に改め、同表の21の項第1号金額の欄中「39,000円」を「40,800円」に改め、同項第2号金額の欄及び同項第3号金額の欄中「20,000円」を「21,100円」に改める。

別表第4の1の項第1号金額の欄ア中

「もの 11,000円」を
「もの 11,400円」に、「20,000円」を「21,700円」に、
「もの 31,000円」を
「もの 32,600円」に、「45,000円」を「47,500円」に、
「48,000円」を「48,100円」に、「71,000円」を「72,000円」に、「207,000円」を「211,000円」に、「311,000円」を「317,000円」に、「531,000円」を「540,000円」に改め、同欄イ(7)中「12,000円」を「12,700円」に、「13,000円」を「14,100円」に改め、同欄イ(8)中「22,000円」を「23,100円」に、「34,000円」を「35,900円」に、「53,000円」を「56,600円」に、「69,000円」を「73,400円」に改め、同項第2号金額の欄中「23,000円」を「24,200円」に、「27,000円」を「28,200円」に、「27,000円(」を「28,400円(」に、「31,000円」を「32,400円」に、「36,000円」を「38,000円」に、「40,000円」を「42,000円」に、「51,000円」を「51,600円」に、「55,000円」を「55,600円」に、「53,000円」を「55,900円」に、「59,000円」を「61,950円」に、「74,000円」を「74,800円」に、「82,000円」を「83,500円」に、「178,000円」を「181,000円」に、「195,000円」を「199,100円」に、「291,000円」を「292,800円」に、「504,000円」を「506,600円」に改め、同項第3号金額の欄中「21,000円」を

「21,900円」に、「25,000円」を「25,900円」に、
「25,000円」を「26,800円」に、「29,000円」を「30,800円」に、「35,000円」を「36,600円」に、「39,000円」を「40,600円」に、「49,000円」を「51,600円」に、「53,000円」を「55,600円」に、
「もの 52,000円」を
「もの 52,900円」に、「58,000円」を「58,950円」に、「69,000円」を「69,800円」に、「77,000円」を「78,500円」に、「161,000円」を「163,000円」に、「178,000円」を「181,100円」に、「252,000円」を「257,000円」に、「283,000円」を「289,800円」に、「445,000円」を「464,000円」に、「494,000円」を「515,600円」に改め、同項第4号金額の欄中「20,000円」を「21,200円」に、「23,000円」を「24,400円」に、「32,000円」を「33,600円」に、「44,000円」を「46,200円」に、「49,000円」を「49,400円」に、「66,000円」を「66,700円」に、「147,000円」を「150,000円」に、「222,000円」を「226,000円」に、「407,000円」を「415,000円」に改め、同項第5号金額の欄中「120,000円」を「122,000円」に改め、同項第10号金額の欄及び同項第11号金額の欄中「160,000円」を「161,000円」に改め、同項第12号金額の欄中「180,000円」を「181,000円」に、「120,000円」を「123,000円」に改め、同項第13号金額の欄、同項第15号金額の欄、同項第19号金額の欄、同項第20号金額の欄及び同項第21号金額の欄中「160,000円」を「161,000円」に改め、同項中第50号を第52号とし、第44号から第49号までを2号ずつ繰り下げ、同項第43号金額の欄中「120,000円」を「122,000円」に、「160,000円」を

「161,000円」に改め、同号を同項第45号とし、同項中第42号を第44号とし、第37号から第41号までを2号ずつ繰り下げ、同項第36号金額の欄中「220,000円」を「223,000円」に、「28,000円」を「28,500円」に改め、同号を同項第38号とし、同項第35号金額の欄中「220,000円」を「223,000円」に、「28,000円」を「28,500円」に改め、同号を同項第37号とし、同項第34号金額の欄中「78,000円」を「79,000円」に、「28,000円」を「28,500円」に改め、同号を同項第36号とし、同項第33号金額の欄中「220,000円」を「223,000円」に、「28,000円」を「28,500円」に改め、同号を同項第35号とし、同項第32号金額の欄中「220,000円」を「223,000円」に、「28,000円」を「28,500円」に改め、同号を同項第34号とし、同項第31号金額の欄中「78,000円」を「79,000円」に、「28,000円」を「28,500円」に改め、同号を同項第33号とし、同項第30号金額の欄中「78,000円」を「79,000円」に、「28,000円」を「28,500円」に改め、同号を同項第32号とし、同項第29号金額の欄中「120,000円」を「122,000円」に、「160,000円」を「161,000円」に改め、同号を同項第31号とし、同項第28号金額の欄中「160,000円」を「161,000円」に改め、同号を同項第30号とし、同項中第27号を第29号とし、同項第26号金額の欄中「160,000円」を「161,000円」に改め、同号を同項第28号とし、同項第25号金額の欄中「160,000円」を「161,000円」に改め、同号を同項第27号とし、同項第24号金額の欄中「160,000円」を「161,000円」に改め、同号を同項第26号とし、同項第23号金額の欄中「160,000円」を「161,000円」に改め、同号を同項第25号とし、同項第22号の次に次の2号を加える。

(23)	法第59条第1	高度利用地	1件につき	161,000円	
------	---------	-------	-------	----------	--

<p>項第3号の規定に基づく建築物の容積率、建蔽率、建築面積又は壁面の位置に関する特例の許可の申請に対する審査</p>	<p>区における建築物の容積率、建蔽率、建築面積又は壁面の位置の特例許可申請手数料</p>		
<p>(24) 法第59条第4項の規定に基づく建築物の各部分の高さに関する制限の適用除外に係る許可の申請に対する審査</p>	<p>高度利用地区における建築物の各部分の高さに関する制限の適用除外に係る許可申請手数料</p>	<p>1件につき 161,000円</p>	

別表第4の3の項第1号金額の欄中「21,000円」を「22,000円」に、「32,000円」を「33,000円」に、「44,000円」を「45,000円」に、「62,000円」を「64,000円」に、「72,000円」を「74,000円」に、「96,000円」を「99,000円」に、「150,000円」を「155,000円」に、「228,000円」を「236,000円」に、「354,000円」を「366,000円」に、「498,000円」を「515,000円」に、「642,000円」を「664,000円」に改め、同項第2号金額の欄中「642,000円」を「664,000円」に改め、同項第3号金額の欄中「12,000円」を「13,000円」に、「13,000円」を「14,000円」に、「15,000円」を「16,000円」に、「16,000円」を「17,000円」に、「17,000円」を「18,000円」に、「18,000円」を「19,000円」に、「20,000円」を「21,000円」に、「26,000円」を「27,000円」に、「27,000円」を「28,000円」に改め、同項第4号金額の欄中「16,000円」を「17,000円」に、「18,000円」を「19,000円」に、「21,000

円」を「22,000円」に、「24,000円」を「25,000円」に、
「34,000円」を「35,000円」に、「37,000円」を「39,000
円」に、「44,000円」を「46,000円」に、「58,000円」を
「60,000円」に、「78,000円」を「80,000円」に、「114,000
円」を「118,000円」に、「138,000円」を「143,000円」
に改め、同項第5号金額の欄中「138,000円」を「143,000円」に
改め、同表の4の項第1号金額の欄ア中「8,600円」を「9,600円」に、
「22,000円」を「25,000円」に、「43,000円」を「46,000
円」に、「86,000円」を「88,000円」に改め、同欄イ中「13,000
円」を「14,000円」に、「30,000円」を「32,000円」に、
「65,000円」を「67,000円」に改め、同欄ウ中「86,000円」
を「88,000円」に改め、同項第5号金額の欄中「18,000円」を
「19,000円」に、「39,000円」を「42,000円」に、「97,000
円」を「99,000円」に改め、同項第7号金額の欄中「470円」を
「490円」に改め、同表の6の項第1号金額の欄ア中「49,000円」を
「52,000円」に、「11,200円」を「11,800円」に、「16,300
円」を「17,200円」に改め、同欄イ中「97,000円」を「103,000
円」に、「4,700円」を「4,900円」に、「10,100円」を
「10,600円」に、「153,000円」を「162,000円」に、
「4,100円」を「4,300円」に、「8,200円」を「8,650円」に、
「309,000円」を「329,000円」に、「3,000円を」を「3,100
円を」に、「あつては3,000円」を「あつては3,100円」に、「6,550
円」を「6,900円」に、「566,000円」を「602,000円」に、
「2,600円」を「2,700円」に、「5,700円」を「6,000円」に、
「979,000円」を「1,041,000円」に、「2,300円」を
「2,350円」に、「4,650円」を「4,900円」に、「1,695,000

円」を「1,801,000円」に、「2,100円」を「2,150円」に、「4,300円」を「4,500円」に改め、同欄ウ中「72,300円」を「76,800円」に、「15,300円」を「16,200円」に改め、同欄エ中「142,000円」を「151,000円」に、「6,200円」を「6,550円」に、「225,000円」を「239,000円」に、「5,300円」を「5,600円」に、「453,000円」を「482,000円」に、「3,850円」を「4,050円」に、「829,000円」を「881,000円」に、「3,300円」を「3,450円」に、「1,435,000円」を「1,525,000円」に、「2,750円」を「2,850円」に、「2,484,000円」を「2,640,000円」に、「2,500円」を「2,600円」に改め、同項第2号金額の欄ア中「72,300円」を「76,800円」に、「15,300円」を「16,200円」に、「23,950円」を「25,400円」に改め、同欄イ中「142,000円」を「151,000円」に、「6,200円」を「6,550円」に、「14,600円」を「15,500円」に、「225,000円」を「239,000円」に、「5,300円」を「5,600円」に、「11,800円」を「12,500円」に、「453,000円」を「482,000円」に、「3,850円」を「4,050円」に、「9,300円」を「9,850円」に、「829,000円」を「881,000円」に、「3,300円」を「3,450円」に、「8,050円」を「8,500円」に、「1,435,000円」を「1,525,000円」に、「2,750円」を「2,850円」に、「6,500円」を「6,850円」に、「2,484,000円」を「2,640,000円」に、「2,500円」を「2,600円」に、「6,000円」を「6,300円」に改め、同項第3号金額の欄イ及び同項第5号金額の欄中「3,000円」を「3,200円」に改め、同項第6号金額の欄中「160,000円」を「166,000円」に改め、同表の7の項第1号金額の欄ア中「37,300円」を「40,200円」に、「28,800円」を「30,600円」に、「20,100円」を

「21,700円」に、「は6,000円」を「は6,450円」に、「74,300円」を「80,200円」に、「54,600円」を「58,000円」に、「36,200円」を「39,000円」に、「11,000円」を「11,800円」に、「104,000円」を「112,000円」に、「76,200円」を「80,900円」に、「50,700円」を「54,600円」に、「18,100円」を「19,400円」に、「146,000円」を「157,000円」に、「107,000円」を「114,000円」に、「71,400円」を「77,000円」に、「29,500円」を「31,800円」に、「209,000円」を「225,000円」に、「155,000円」を「165,000円」に、「106,000円」を「114,000円」に、「48,700円」を「52,500円」に、「300,000円」を「324,000円」に、「行われる場合にあっては225,000円」を「行われる場合にあっては239,000円」に、「158,000円」を「171,000円」に、「86,400円」を「93,200円」に、「406,000円」を「438,000円」に、「310,000円」を「329,000円」に、「申請された場合にあっては225,000円」を「申請された場合にあっては243,000円」に、「136,000円」を「147,000円」に、「532,000円」を「574,000円」に、「404,000円」を「429,000円」に、「291,000円」を「314,000円」に、「172,000円」を「186,000円」に、「624,000円」を「674,000円」に、「468,000円」を「497,000円」に、「330,000円」を「356,000円」に、「183,000円」を「197,000円」に改め、同欄イ中「117,000円（11,000円）」を「126,000円（11,800円）」に、「192,000円（29,500円）」を「207,000円（31,800円）」に、「299,000円（86,400円）」を「323,000円（93,200円）」に、「384,000円（136,000円）」を

「415,000円(147,000円)」に、「458,000円(172,000円)」を「494,000円(186,000円)」に、「534,000円(214,000円)」を「577,000円(231,000円)」に改め、同欄ウ中「257,000円(11,000円)」を「277,000円(11,800円)」に、「409,000円(29,500円)」を「442,000円(31,800円)」に、「582,000円(86,400円)」を「628,000円(93,200円)」に、「714,000円(136,000円)」を「771,000円(147,000円)」に、「841,000円(172,000円)」を「908,000円(186,000円)」に、「960,000円(214,000円)」を「1,037,000円(231,000円)」に改め、同表の8の項第1号金額の欄ア中「32,100円」を「33,800円」に、「24,000円」を「25,500円」に、「5,100円」を「5,350円」に、「35,600円」を「37,500円」に、「26,500円」を「28,100円」に改め、同欄イ中「63,500円」を「67,000円」に、「47,000円」を「49,900円」に、「9,550円」を「10,000円」に、「106,000円」を「112,000円」に、「78,300円」を「83,100円」に、「19,400円」を「20,400円」に、「179,000円」を「189,000円」に、「136,000円」を「144,000円」に、「41,600円」を「43,900円」に、「256,000円」を「271,000円」に、「198,000円」を「210,000円」に、「73,900円」を「78,100円」に改め、同欄ウ中「208,000円」を「219,000円」に、「79,900円」を「84,500円」に、「9,550円」を「10,000円」に、「262,000円」を「275,000円」に、「102,000円」を「107,000円」に、「は16,000円」を「は16,700円」に、「335,000円」を「354,000円」に、「133,000円」を「141,000円」に、「25,400円」を「26,800円」に、「478,000

円」を「505,000円」に、「216,000円」を「228,000円」
に、「73,900円」を「78,100円」に、「588,000円」を
「622,000円」に、「281,000円」を「297,000円」に、
「116,000円」を「123,000円」に、「696,000円」を
「735,000円」に、「338,000円」を「357,000円」に、
「147,000円」を「155,000円」に、「793,000円」を
「839,000円」に、「396,000円」を「419,000円」に、
「183,000円」を「194,000円」に改め、同項第3号金額の欄ア中
「32,100円」を「33,800円」に、「24,000円」を「25,500
円」に、「16,800円」を「17,800円」に、「5,100円」を
「5,350円」に、「35,600円」を「37,500円」に、「26,500
円」を「28,100円」に、「18,100円」を「19,100円」に改め、
同欄イ中「63,500円」を「67,000円」に、「47,000円」を
「49,900円」に、「30,800円」を「32,500円」に、「9,550
円」を「10,000円」に、「106,000円」を「112,000円」に、
「78,300円」を「83,100円」に、「52,700円」を「55,600
円」に、「19,400円」を「20,400円」に、「179,000円」を
「189,000円」に、「136,000円」を「144,000円」に、
「94,500円」を「99,900円」に、「41,600円」を「43,900
円」に、「256,000円」を「271,000円」に、「198,000円」
を「210,000円」に、「143,000円」を「151,000円」に、
「73,900円」を「78,100円」に改め、同欄ウ中「208,000円」
を「219,000円」に、「79,900円」を「84,500円」に、
「9,550円」を「10,000円」に、「262,000円」を「275,000
円」に、「102,000円」を「107,000円」に、「は16,000円」
を「は16,700円」に、「335,000円」を「354,000円」に、

「133,000円」を「141,000円」に、「25,400円」を「26,800円」に、「478,000円」を「505,000円」に、「216,000円」を「228,000円」に、「73,900円」を「78,100円」に、「588,000円」を「622,000円」に、「281,000円」を「297,000円」に、「116,000円」を「123,000円」に、「696,000円」を「735,000円」に、「338,000円」を「357,000円」に、「147,000円」を「155,000円」に、「793,000円」を「839,000円」に、「396,000円」を「419,000円」に、「183,000円」を「194,000円」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例中別表第2の改正規定及び次項の規定は令和8年7月1日から、別表第4の改正規定及び附則第3項の規定は同年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の別表第2の規定は、令和8年7月1日以後の申請に係る手数料から適用し、同日前の申請に係る手数料については、なお従前の例による。
- 3 改正後の別表第4の規定は、令和8年10月1日以後の申請に係る手数料から適用し、同日前の申請に係る手数料については、なお従前の例による。

提案理由

建築物の容積率、建蔽率、建築面積又は壁面の位置に関する特例の許可の申請に対する審査等に係る手数料の額を定めるとともに、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく許可の申請等に係る申請手数料等の額の改定をいたしたく本案を提出する。

議第 61 号

大分市幼稚園型認定こども園、保育所型認定こども園及び地方裁
量型認定こども園の認定の要件を定める条例等の一部改正につい
て

大分市幼稚園型認定こども園、保育所型認定こども園及び地方裁量型認定こ
ども園の認定の要件を定める条例等の一部を改正する条例を次のように定める。

令和8年6月12日 提 出

大分市長 足 立 信 也

大分市幼稚園型認定こども園、保育所型認定こども園及び地方裁
量型認定こども園の認定の要件を定める条例等の一部を改正する
条例

(大分市幼稚園型認定こども園、保育所型認定こども園及び地方裁量型認定
こども園の認定の要件を定める条例の一部改正)

第1条 大分市幼稚園型認定こども園、保育所型認定こども園及び地方裁量型
認定こども園の認定の要件を定める条例(平成31年大分市条例第1号)の
一部を次のように改正する。

第4条第2項中「35人」を「30人」に改める。

第5条に次の1項を加える。

6 第1項、第2項及び第4項の規定により置かなければならない保育士の
資格を有する者については、1人に限って、当該認定こども園に勤務する
理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、心理担当職員(学校教育法の規定
による大学(短期大学を除く。)若しくは大学院において、心理学を専修
する学科、研究科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であっ
て、個人及び集団心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力

を有すると認められる者をいう。)又は障害児の療育に関する知識及び経験を有する者であって、障害児の療育の指導を行う業務に5年以上従事した経験を有するもののいずれかに該当し、かつ、子育てに関する知識及び経験を有する者(以下「特定理学療法士等」という。)をもって代えることができる。ただし、当該特定理学療法士等は、補助者として従事する場合を除き、教育課程に基づく教育に従事してはならず、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、保育士の資格を有する者による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

第9条第1項中「第6条」を「第5条」に改める。

第19条中「、第9条」の次に「、第9条の2」を、「第27条の2第1項各号)」と」の次に「、同条例第9条の2中「法第13条第6項において準用する法第6条」とあるのは「法第6条」と」を加える。

附則第4項中「主幹養護教諭」の次に「、主務養護教諭」を加える。

附則第8項の表附則第4項の項の前に次のように加える。

第5条第6項	第5条第1項の規定により置かなければならない保育士の資格を有する者	特定理学療法士等
--------	-----------------------------------	----------

附則に次の1項を加える。

- 9 第5条第6項及び附則第7項の規定により特定理学療法士等及び看護師等のいずれもが保育を行う場合には、当該看護師等が保育を行うに当たって当該認定こども園の保育士の資格を有する者(第5条第6項ただし書の規定による支援を行う者を除く。)による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

(大分市幼稚園型認定こども園、保育所型認定こども園及び地方裁量型認定こども園の認定の要件を定める条例の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 大分市幼稚園型認定こども園、保育所型認定こども園及び地方裁量型認定こども園の認定の要件を定める条例の一部を改正する条例(令和6年大

分市条例第38号)の一部を次のように改正する。

附則第2項の見出しを削り、同項の前に見出しとして「(経過措置)」を付し、同項中「当分の間」を「令和10年3月31日までの間」に改め、「基準」及び「規定」の次に「(満3歳以上満4歳未満の園児に対する教育及び保育に従事する者の数に関する基準に限る。)」を加え、附則に次の1項を加える。

3 当分の間、幼稚園型認定こども園、保育所型認定こども園及び地方裁量型認定こども園に置く教育及び保育に従事する者の数の基準(満4歳以上の園児に対する教育及び保育に従事する者の数に関する基準に限る。)は、この条例による改正後の第4条第1項の規定(満4歳以上の園児に対する教育及び保育に従事する者の数に関する基準に限る。)にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第1条中大分市幼稚園型認定こども園、保育所型認定こども園及び地方裁量型認定こども園の認定の要件を定める条例第9条及び第19条の改正規定は、令和8年12月25日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に存する幼稚園型認定こども園、保育所型認定こども園及び地方裁量型認定こども園における1学級の園児の数については、第1条の規定による改正後の大分市幼稚園型認定こども園、保育所型認定こども園及び地方裁量型認定こども園の認定の要件を定める条例第4条第2項の規定にかかわらず、令和14年3月31日までは、なお従前の例によることができる。

提案理由

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第3条第2項及び第4項の規定に基づき内閣総理大臣及び文部科学大臣が定める施設の設備及び運営に関する基準等の一部改正に伴い、所要の改正をいたしたく本案を提出する。

議第 62 号

大分市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部改正について

大分市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 8 年 6 月 1 2 日 提 出

大分市長 足 立 信 也

大分市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例

(大分市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第 1 条 大分市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 26 年大分市条例第 23 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中「第 14 条第 6 項」を「第 14 条第 7 項」に改める。

第 9 条の次に次の 1 条を加える。

(児童対象性暴力等の防止)

第 9 条の 2 幼保連携型認定こども園の設置者は、法第 13 条第 6 項において準用する法第 6 条の規定に基づき、児童対象性暴力等（学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和 6 年法律第 69 号）第 2 条第 2 項に規定する児童対象性暴力等をいう。以下この条において同じ。）を防止し、及び児童対象性暴力等が行われた場合に園児を適切に保護するため、児童等対象業務従事者（園児と接する業務に従事する者のうち、支配性、継続性及び閉鎖性のある環

境の下で当該園児に接するものをいう。)に係る犯罪事実確認(同法第4条第1項に規定する犯罪事実確認をいう。)その他の必要な措置を講じなければならない。

第13条第2項中「35人」を「30人」に改める。

第14条第1項及び第3項の表備考第1号中「指導保育教諭」の次に「、主務保育教諭」を加え、同表備考に次の1号を加える。

- (5) 第1号に定める者については、1人に限って、当該幼保連携型認定こども園に勤務する理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、心理担当職員(学校教育法(昭和22年法律第26号)の規定による大学(短期大学を除く。))若しくは大学院において、心理学を専修する学科、研究科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であって、個人及び集団心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者をいう。)又は障害児の療育に関する知識及び経験を有する者であって、障害児の療育の指導を行う業務に5年以上従事した経験を有するもののいずれかに該当し、かつ、子育てに関する知識及び経験を有する者(以下「特定理学療法士等」という。)をもって代えることができる。ただし、当該特定理学療法士等は、補助者として従事する場合を除き、教育課程に基づく教育に従事してはならず、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、第1号に定める者による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

第14条第5項第2号及び附則第9項中「主幹養護教諭」の次に「、主務養護教諭」を加える。

附則第13項中「第9項」を「第14条第3項の表備考第5号及び附則第9項」に改め、「第11項」の次に「まで」を、「者を」の次に「特定理学療法士等、」を加え、「当該小学校教諭等免許状所持者」を「当該特定理学療法士等、小学校教諭等免許状所持者」に改め、附則に次の1項を加える。

14 第14条第3項の表備考第5号及び附則第11項の規定により特定理学療法士等及び看護師等のいずれもが保育を行う場合には、当該看護師等が保育を行うに当たって同表備考第1号に定める者（同表備考第5号ただし書の規定による支援を行う者を除く。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

（大分市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の一部改正）

第2条 大分市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（令和6年大分市条例第39号）の一部を次のように改正する。

附則第2項の見出しを削り、同項の前に見出しとして「（経過措置）」を付し、同項中「基準」及び「規定」の次に「（満4歳以上の園児の教育及び保育に直接従事する職員の数に関する基準に限る。）」を加え、附則に次の1項を加える。

3 令和10年3月31日までの間、幼保連携型認定こども園に置く園児の教育及び保育に直接従事する職員の数の基準（満3歳以上満4歳未満の園児の教育及び保育に直接従事する職員の数に関する基準に限る。）は、この条例による改正後の第14条第3項の規定（満3歳以上満4歳未満の園児の教育及び保育に直接従事する職員の数に関する基準に限る。）にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第1条中大分市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例第9条の次に1条を加える改正規定は、令和8年12月25日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の際現に存する幼保連携型認定こども園における1学級の園児数については、第1条の規定による改正後の大分市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例第13条第2項の規定にかかわらず、令和14年3月31日までは、なお従前の例によることができる。

提案理由

幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準等の一部改正に伴い、所要の改正をいたしたく本案を提出する。

議第 63 号

大分市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例等
の一部改正について

大分市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 8 年 6 月 1 2 日 提 出

大分市長 足 立 信 也

大分市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例等
の一部を改正する条例

(大分市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第 1 条 大分市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 24 年大分市条例第 47 号）の一部を次のように改正する。

第 12 条の次に次の 1 条を加える。

(児童対象性暴力等の防止)

第 12 条の 2 児童福祉施設（助産施設を除く。）の設置者は、法第 45 条第 7 項において準用する法第 21 条の 5 の 18 第 4 項の規定に基づき、児童対象性暴力等（学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和 6 年法律第 69 号）第 2 条第 2 項に規定する児童対象性暴力等をいう。以下この条において同じ。）を防止し、及び児童対象性暴力等が行われた場合に児童を適切に保護するため、児童等対象業務従事者（児童と接する業務に従事する者のうち、支配性、継続性及び閉鎖性のある環境の下で当該児童に接するものをいう。）に係る犯罪事実確認（同法第 4 条第 1 項に規定する犯罪事実確認をいう。）その他の必要な措置を講じなければならない。

第28条第1項第2号の2中「第5条の2の8」を「第5条の2の8第1項」に改める。

第37条に次の1項を加える。

3 前項の保育士の数の算定に当たっては、当該保育所に勤務する理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、心理担当職員（学校教育法の規定による大学（短期大学を除く。）若しくは大学院において、心理学を専修する学科、研究科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であって、個人及び集団心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者をいう。）又は障害児の療育に関する知識及び経験を有する者であって、障害児の療育の指導を行う業務に5年以上従事した経験を有するもののいずれかに該当し、かつ、子育てに関する知識及び経験を有する者（以下「特定理学療法士等」という。）を、1人に限り、保育士とみなすことができる。ただし、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、当該保育所の保育士（附則第3項、第5項又は第6項の規定により保育士とみなされる者を除く。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

附則第3項中「この項において」を削り、「限って」を「限り」に改め、「の保育士」の次に「（同条第1項に規定する保育士をいい、同条第3項、附則第5項又は第6項の規定により保育士とみなされる者及び第37条第3項ただし書の規定による支援を行う者を除く。）」を加える。

附則第7項中「法第18条の18第1項の登録を受けた者をいい」を「第37条第1項に規定する保育士をいい、同条第3項」に、「保育士の数（前2項の規定の適用がないとした場合の第37条第2項により算定されるものをいう。）」を「前2項の規定の適用がないものとした場合の同条第2項により算定される保育士の数」に改め、附則に次の1項を加える。

8 第37条第3項及び附則第3項の規定により特定理学療法士等及び看護

師等のいずれもが保育を行う場合には、当該看護師等が保育を行うに当たって、当該保育所の保育士（同条第3項ただし書の規定による支援を行う保育士を除く。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

（大分市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の一部改正）

第2条 大分市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（令和6年大分市条例第40号）の一部を次のように改正する。

附則第2項の見出しを削り、同項の前に見出しとして「(経過措置)」を付し、同項中「当分の間」を「令和10年3月31日までの間」に改め、「基準」及び「規定」の次に「(満3歳以上満4歳に満たない幼児に対し保育を提供する保育士の数に関する部分に限る。)」を加え、附則に次の1項を加える。

3 当分の間、保育所に置く保育士の数の基準（満4歳以上の幼児に対し保育を提供する保育士の数に関する部分に限る。）は、この条例による改正後の第37条第2項の規定（満4歳以上の幼児に対し保育を提供する保育士の数に関する部分に限る。）にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第1条中大分市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例第12条の次に1条を加える改正規定は、令和8年12月25日から施行する。

提案理由

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部改正に伴い、所要の改正をいたしたく本案を提出する。

議第 64 号

大分市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部改正について

大分市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 8 年 6 月 1 2 日 提 出

大分市長 足 立 信 也

大分市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例

(大分市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第 1 条 大分市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成 26 年大分市条例第 24 号)の一部を次のように改正する。

第 13 条を次のように改める。

(児童対象性暴力等の防止)

第 13 条 家庭的保育事業者等は、法第 34 条の 16 第 4 項において準用する法第 21 条の 5 の 18 第 4 項の規定に基づき、児童対象性暴力等(学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律(令和 6 年法律第 69 号)第 2 条第 2 項に規定する児童対象性暴力等をいう。以下この条において同じ。)を防止し、及び児童対象性暴力等が行われた場合に利用乳幼児を適切に保護するため、児童等対象業務従事者(利用乳幼児と接する業務に従事する者のうち、支配性、継続性及び閉鎖性のある環境の下で当該利用乳幼児に接するものをいう。)に係る犯罪事実確認(同法第 4 条第 1 項に規定する犯罪事実確認をいう。)

その他の必要な措置を講じなければならない。

第30条第3項中「准看護師」の次に「(以下「看護師等」という。)」を加え、同条に次の2項を加える。

4 第2項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模保育事業所A型に勤務する理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、心理担当職員(学校教育法(昭和22年法律第26号)の規定による大学(短期大学を除く。))若しくは大学院において、心理学を専修する学科、研究科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であって、個人及び集団心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者をいう。)又は障害児の療育に関する知識及び経験を有する者であって、障害児の療育の指導を行う業務に5年以上従事した経験を有するもののいずれかに該当し、かつ、子育てに関する知識及び経験を有する者(以下「特定理学療法士等」という。)を、1人に限り、保育士とみなすことができる。ただし、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、当該小規模保育事業所A型の保育士(附則第8項又は第9項の規定により保育士とみなされる者を除く。次項において同じ。)による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

5 前2項の規定により看護師等及び特定理学療法士等のいずれもが保育を行う場合には、当該看護師等が保育を行うに当たって、当該小規模保育事業所A型の保育士(前項ただし書の規定による支援を行う保育士を除く。)による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

第32条第3項中「保健師、看護師又は准看護師」を「看護師等」に改め、同条に次の2項を加える。

4 第2項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模保育事業所B型に勤務する特定理学療法士等を、1人に限り、保育士とみなすことができる。ただし、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、当

該小規模保育事業所B型の保育士による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

- 5 前2項の規定により看護師等及び特定理学療法士等のいずれもが保育を行う場合には、当該看護師等が保育を行うに当たって、当該小規模保育事業所B型の保育士（前項ただし書の規定による支援を行う保育士を除く。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

第45条第3項中「保健師、看護師又は准看護師」を「看護師等」に改め、同条に次の2項を加える。

- 4 第2項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該保育所型事業所内保育事業所に勤務する特定理学療法士等を、1人に限り、保育士とみなすことができる。ただし、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、当該保育所型事業所内保育事業所の保育士（附則第8項又は第9項の規定により保育士とみなされる者を除く。次項において同じ。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

- 5 前2項の規定により看護師等及び特定理学療法士等のいずれもが保育を行う場合には、当該看護師等が保育を行うに当たって、当該保育所型事業所内保育事業所の保育士（前項ただし書の規定による支援を行う保育士を除く。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

第48条第3項中「保健師、看護師又は准看護師」を「看護師等」に改め、同条に次の2項を加える。

- 4 第2項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模型事業所内保育事業所に勤務する特定理学療法士等を、1人に限り、保育士とみなすことができる。ただし、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、当該小規模型事業所内保育事業所の保育士による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

- 5 前2項の規定により看護師等及び特定理学療法士等のいずれもが保育を

行う場合には、当該看護師等が保育を行うに当たって、当該小規模型事業所内保育事業所の保育士（前項ただし書の規定による支援を行う保育士を除く。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

附則第10項中「第30条第3項」の次に「若しくは第4項」を、「第45条第3項」の次に「若しくは第4項」を加え、「保育士の数（前2項の規定の適用がないとした場合の第30条第2項又は第45条第2項により算定されるものをいう。）」を「前2項の規定の適用がないものとした場合の第30条第2項又は第45条第2項により算定される保育士の数」に改める。

（大分市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の一部改正）

第2条 大分市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（令和6年大分市条例第41号）の一部を次のように改正する。

附則第2項の見出しを削り、同項の前に見出しとして「(経過措置)」を付し、同項中「当分の間」を「令和10年3月31日までの間」に改め、「基準」及び「規定」の次に「(満3歳以上満4歳に満たない児童に対し保育を提供する保育士及び保育従事者の数に関する部分に限る。）」を加え、附則に次の1項を加える。

3 当分の間、小規模保育事業所A型及び小規模保育事業所B型、保育所型事業所内保育事業所及び小規模型事業所内保育事業所に置く保育士及び保育従事者の数の基準（満4歳以上の児童に対し保育を提供する保育士及び保育従事者の数に関する部分に限る。）は、この条例による改正後の第30条第2項、第32条第2項、第45条第2項及び第48条第2項の規定（満4歳以上の児童に対し保育を提供する保育士及び保育従事者の数に関する部分に限る。）にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第1条中大分市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例第13条の改正規定は、令和8年12月25日から施行する。

提案理由

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準等の一部改正に伴い、所要の改正をいたしたく本案を提出する。

議第 65 号

大分市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める
条例の一部改正について

大分市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部
を改正する条例を次のように定める。

令和 8 年 6 月 1 2 日 提 出

大分市長 足 立 信 也

大分市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める
条例の一部を改正する条例

大分市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（令和
7 年大分市条例第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 1 3 条の次に次の 1 条を加える。

（児童対象性暴力等の防止）

第 1 3 条の 2 乳児等通園支援事業者は、法第 3 4 条の 1 6 第 4 項において準
用する法第 2 1 条の 5 の 1 8 第 4 項の規定に基づき、児童対象性暴力等（学
校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のため
の措置に関する法律（令和 6 年法律第 6 9 号）第 2 条第 2 項に規定する児
童対象性暴力等をいう。以下この条において同じ。）を防止し、及び児童対
象性暴力等が行われた場合に利用乳幼児を適切に保護するため、児童等対象
業務従事者（利用乳幼児と接する業務に従事する者のうち、支配性、継続性
及び閉鎖性のある環境の下で当該利用乳幼児に接するものをいう。）に係る
犯罪事実確認（同法第 4 条第 1 項に規定する犯罪事実確認をいう。）その他
の必要な措置を講じなければならない。

附 則

この条例は、令和8年12月25日から施行する。

提案理由

乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、所要の改正をいたしたく本案を提出する。

議第 66 号

大分市児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正について

大分市児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 8 年 6 月 1 2 日 提 出

大分市長 足 立 信 也

大分市児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

大分市児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（令和元年大分市条例第 15 号）の一部を次のように改正する。

第 47 条を次のように改める。

（児童対象性暴力等の防止）

第 47 条 指定児童発達支援事業者は、法第 21 条の 5 の 18 第 4 項の規定に基づき、児童対象性暴力等（学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和 6 年法律第 69 号）第 2 条第 2 項に規定する児童対象性暴力等をいう。以下この条において同じ。）を防止し、及び児童対象性暴力等が行われた場合に障害児を適切に保護するため、児童等対象業務従事者（障害児と接する業務に従事する者のうち、支配性、継続性及び閉鎖性のある環境の下で当該障害児に接するものをいう。）に係る犯罪事実確認（同法第 4 条第 1 項に規定する犯罪事実確認をいう。）その他の必要な措置を講じなければならない。

第 64 条中「第 34 条」の次に「、第 47 条」を加える。

第85条、第86条、第98条及び第103条中「第46条まで、第48条から」を削る。

附 則

この条例は、令和8年12月25日から施行する。

提案理由

児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、所要の改正をいたしたく本案を提出する。

議第 67 号

大分市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例の一部改正について

大分市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 8 年 6 月 1 2 日 提 出

大分市長 足 立 信 也

大分市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例の一部を改正する条例

大分市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例（平成 5 年大分市条例第 24 号）の一部を次のように改正する。

第 30 条中「許可証交付」を「当該許可等の申請」に改め、同条に次のただし書を加える。

ただし、市長が必要と認めるときは、手数料の納付の時期を変更することができる。

第 30 条に次の 1 項を加える。

2 既納の手数料は、還付しない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

別表第 3 中「10,000 円」を「11,000 円」に、「2,000 円」を「2,200 円」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和 8 年 7 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の大分市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後の申請に係る手数料から適用し、同日前の申請に係る手数料については、なお従前の例による。

提案理由

一般廃棄物収集運搬業許可手数料等の額を改定するとともに、手数料の納付の時期を変更いたしたく本案を提出する。

議第 68 号

大分市浄化槽の保守点検業者の登録に関する条例の一部改正について

大分市浄化槽の保守点検業者の登録に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 8 年 6 月 1 2 日 提 出

大分市長 足 立 信 也

大分市浄化槽の保守点検業者の登録に関する条例の一部を改正する条例

大分市浄化槽の保守点検業者の登録に関する条例（平成 8 年大分市条例第 36 号）の一部を次のように改正する。

第 15 条各号中「33,600 円」を「35,500 円」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和 8 年 7 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の第 15 条の規定は、この条例の施行の日以後の申請に係る手数料から適用し、同日前の申請に係る手数料については、なお従前の例による。

提案理由

浄化槽保守点検業登録申請手数料等の額の改定をいたしたく本案を提出する。

議第 69 号

大分市都市公園条例の一部改正について

大分市都市公園条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 8 年 6 月 1 2 日 提 出

大分市長 足 立 信 也

大分市都市公園条例の一部を改正する条例

大分市都市公園条例（昭和 3 8 年大分市条例第 4 9 号）の一部を次のように改正する。

第 1 5 条第 1 項各号列記以外の部分中「有料公園施設」を「有料公園施設を有する都市公園（上野丘子どものもり公園を除く。以下「指定公園」という。）又は有料公園施設」に改め、同項第 1 号及び第 2 号中「有料公園施設」を「指定公園又は有料公園施設」に改め、同条第 2 項を次のように改める。

2 前項の規定により指定管理者に指定公園又は有料公園施設の管理を行わせる場合における当該指定公園又は当該有料公園施設に係る第 6 条、第 8 条の 2 第 2 項及び第 3 項、第 1 0 条並びに第 1 1 条の規定の適用については、第 6 条中「市長」とあるのは「第 1 5 条第 1 項に規定する指定管理者」と、「都市公園」とあるのは「同項に規定する指定公園又は有料公園施設」と、第 8 条の 2 第 2 項及び第 3 項中「市長」とあるのは「第 1 5 条第 1 項に規定する指定管理者」と、第 1 0 条第 1 項各号列記以外の部分中「市長」とあるのは「第 1 5 条第 1 項に規定する指定管理者」と、「この条例」とあるのは「同条第 2 項の規定により読み替えて適用する第 8 条の 2 第 2 項」と、「又は行為の中止、」とあるのは「又は」と、「都市公園」とあるのは「有料公園施設」と、「市は」とあるのは「市及び第 1 5 条第 1 項に規定する指定管理者」と、同項第 2 号及び第 3 号中「この条例」とあるのは「第 1 5 条第 2 項

の規定により読み替えて適用する第8条の2第2項」と、同条第2項各号列記以外の部分中「市長」とあるのは「第15条第1項に規定する指定管理者」と、「この条例」とあるのは「同条第2項の規定により読み替えて適用する第8条の2第2項」と、同項第1号中「都市公園」とあるのは「第15条第1項に規定する指定公園又は有料公園施設」と、同項第2号中「都市公園の保全」とあるのは「第15条第1項に規定する指定公園又は有料公園施設の保全」と、「の都市公園」とあるのは「の同項に規定する指定公園又は有料公園施設」と同項第3号中「都市公園」とあるのは「第15条第1項に規定する指定公園又は有料公園施設」と、第11条中「市長」とあるのは「市長（第6号に掲げる場合のうち第15条第2項の規定により読み替えて適用する第8条の2第2項の許可に係るものにあつては、第15条第1項に規定する指定管理者）」とする。

第15条第3項、第17条及び第18条第1項中「有料公園施設」を「指定公園又は有料公園施設」に改める。

第19条第1項中「に有料公園施設」を「に指定公園又は有料公園施設」に、「当該有料公園施設」を「有料公園施設」に改め、同条第2項中「当該有料公園施設」を「有料公園施設」に、「第9条及び」を「第9条（第2項の規定を除く。）及び」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

有料公園施設を有する都市公園の管理について、指定管理者制度を導入する範囲を拡大いたしたく本案を提出する。

議第 70 号

大分市立義務教育学校設置条例の一部改正について

大分市立義務教育学校設置条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 8 年 6 月 1 2 日 提 出

大分市長 足 立 信 也

大分市立義務教育学校設置条例の一部を改正する条例

大分市立義務教育学校設置条例（平成 2 8 年大分市条例第 3 0 号）の一部を次のように改正する。

別表に次のように加える。

大分市立賀来小中学校	大分市大字賀来101番地の3
------------	----------------

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 1 1 年 4 月 1 日から施行する。
（大分市立小学校設置条例の一部改正）
- 2 大分市立小学校設置条例（昭和 3 9 年大分市条例第 3 7 号）の一部を次のように改正する。
別表大分市立賀来小学校の項を削る。
（大分市立中学校設置条例の一部改正）
- 3 大分市立中学校設置条例（昭和 3 9 年大分市条例第 3 8 号）の一部を次のように改正する。
別表大分市立賀来中学校の項を削る。
（大分市基金条例の一部改正）
- 4 大分市基金条例（昭和 4 3 年大分市条例第 3 1 号）の一部を次のように改正する。

第2条の表松尾図書基金の項中「大分市立賀来中学校」を「大分市立賀来小中学校」に改める。

提案理由

大分市立賀来小中学校を設置いたしたく本案を提出する。

議第 71 号

大分市スポーツ施設条例の一部改正について

大分市スポーツ施設条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 8 年 6 月 12 日 提 出

大分市長 足 立 信 也

大分市スポーツ施設条例の一部を改正する条例

大分市スポーツ施設条例（平成 15 年大分市条例第 6 号）の一部を次のように改正する。

第 12 条を第 18 条とし、第 11 条の次に次の 6 条を加える。

（指定管理者の指定）

第 12 条 市長は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 3 項の規定により、次に掲げる要件を満たす者のうちから市長が指定する者（以下「指定管理者」という。）に、スポーツ施設の管理を行わせることができる。

- (1) スポーツ施設の管理を行うに当たり、平等な利用を確保することができる者であること。
- (2) スポーツ施設の効用を最大限に発揮させる内容の事業計画書を作成した者であること。
- (3) 事業計画書に沿った管理を安定して行う能力を有する者であること。
- (4) 前 3 号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

2 前項の規定により指定管理者にスポーツ施設の管理を行わせる場合における第 3 条、第 8 条、第 9 条及び前条の規定の適用については、第 3 条、第 8 条及び第 9 条中「市長」とあるのは「第 12 条第 1 項に規定する指定管理者」と、第 9 条後段中「市」とあるのは「市及び第 12 条第 1 項に規定する指定

管理者」と、前条中「市長に」とあるのは「次条第1項に規定する指定管理者に」とする。

3 第1項の規定による指定は、スポーツ施設の管理を行おうとする者の市長に対する申請により行う。

4 前項の規定による申請は、申請書に事業計画書その他市長が必要と認める書類を添付して行わなければならない。

(指定等の告示)

第13条 市長は、前条第1項の規定による指定をしたときは、その旨を告示する。

2 前項の規定は、地方自治法第244条の2第11項の規定により指定管理者の指定を取り消し、又は期間を定めて指定管理者による管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じた場合に準用する。

(指定管理者が行う管理の基準)

第14条 指定管理者は、この条例及びこの条例に基づく規則の規定に従い、スポーツ施設の管理を行わなければならない。

(指定管理者が行う業務の範囲)

第15条 指定管理者は、スポーツ施設の利用に関する業務その他市長が定めるスポーツ施設の管理のために必要な業務を行わなければならない。

(使用時間及び休場日)

第16条 スポーツ施設の使用時間及び休場日は、規則で定める。

(利用料金の収受等)

第17条 第12条第1項の規定により指定管理者にスポーツ施設の管理を行わせる場合におけるスポーツ施設の利用に係る料金(以下「利用料金」という。)については、指定管理者の収入として収受させるものとする。

2 前項の場合における第4条から第6条までの規定の適用については、第4条の見出し中「使用料」とあるのは「利用料金」と、同条第1項中「使用料」

とあるのは「利用料金（第17条第1項に規定する利用料金をいう。以下この条から第6条までにおいて同じ。）」と、「別表のとおり」とあるのは「別表に定める額の範囲内で、市長の承認を得て、第12条第1項に規定する指定管理者が定める額」と、同条第2項本文中「使用料」とあるのは「利用料金」と、同項ただし書中「当該使用料」とあるのは「当該利用料金」と、同条第3項中「市長」とあるのは「第12条第1項に規定する指定管理者」と、「使用料」とあるのは「利用料金」と、第5条の見出し中「使用料」とあるのは「利用料金」と、同条中「市長」とあるのは「第12条第1項に規定する指定管理者」と、「公益上その他特別の理由があると認めるときは、その使用料」とあるのは「市長の承認を得て定める基準により、利用料金」と、第6条の見出し及び同条本文中「使用料」とあるのは「利用料金」と、同条ただし書中「市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない」とあるのは「第12条第1項に規定する指定管理者は、市長の承認を得て定める基準により、その全部又は一部を返還することができる」とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

スポーツ施設の管理について指定管理者制度を導入いたしたく本案を提出する。

議第 72 号

市有財産の処分について

次のように市有財産を処分することについて、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年大分市条例第26号）第3条の規定により議決を求める。

令和8年6月12日 提出

大分市長 足立 信也

- | | |
|----------|--|
| 1 名 称 | 令和8年度大分市葬斎場及び佐賀関火葬場残骨灰 |
| 2 売却価額 | キログラム当たり 10,010円
予定数量 12,140キログラム |
| 3 処分の方法 | 一般競争入札による売却 |
| 4 処分の相手方 | 福岡県太宰府市大字北谷713番地1
横浜金属商事株式会社 福岡事業所
取締役 長谷川 駿 義 |

提案理由

令和8年度大分市葬斎場及び佐賀関火葬場残骨灰を処分いたしたく本案を提出する。

議第 73 号

市有財産の処分について

次のように市有財産を処分することについて、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年大分市条例第26号）第3条の規定により議決を求める。

令和8年6月12日 提出

大分市長 足立 信也

- | | | |
|---|--------|--|
| 1 | 名 称 | 教育用タブレット端末 |
| 2 | 数 量 | 30,000台 |
| 3 | 売却価額 | 318,450,000円
1台当たり 10,615円 |
| 4 | 処分の方法 | 一般競争入札による売却 |
| 5 | 処分の相手方 | 埼玉県児玉郡神川町大字八日市545番地1
株式会社 萬年
代表取締役 望 月 雄 太 |

提案理由

教育用タブレット端末を処分いたしたく本案を提出する。

議第 74 号

市道路線の認定について

市道路線を次のように認定する。

令和 8 年 6 月 1 2 日 提 出

大分市長 足 立 信 也

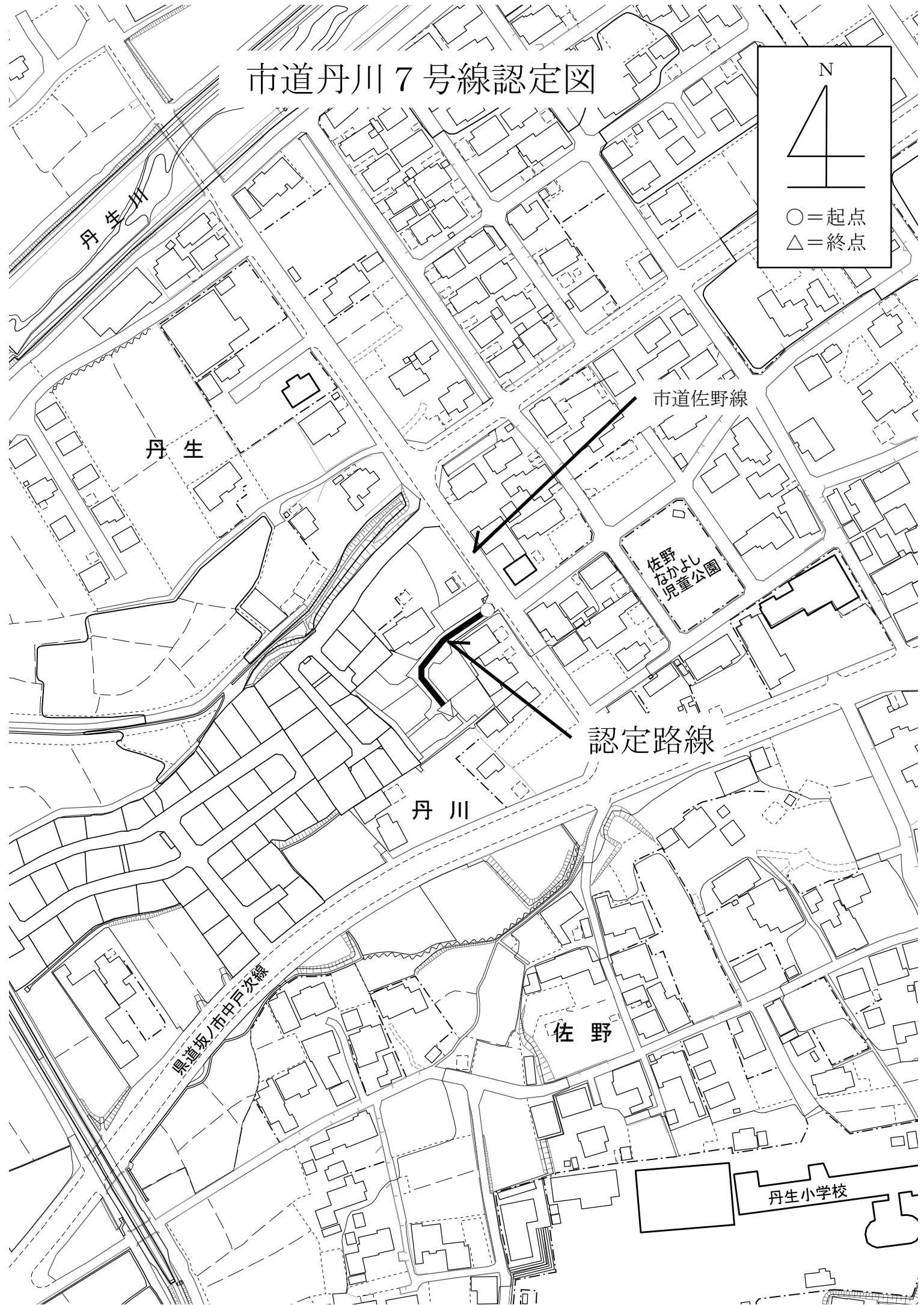
認定する市道路線

図面 番号	路線名	起点	終点
	丹川 7 号線	大字丹川	大字丹川
1	屋山 1 0 号線	大字屋山	大字屋山
2	屋山 1 1 号線	大字屋山	大字屋山
3	屋山 1 2 号線	大字屋山	大字屋山
	羽屋四丁目 1 号線	羽屋四丁目	羽屋四丁目

提案理由

市道路線を認定いたしたく道路法第 8 条第 2 項の規定により本案を提出する。

市道丹川7号線認定図



丹生

市道佐野線

佐野
なかよし
児童公園

認定路線

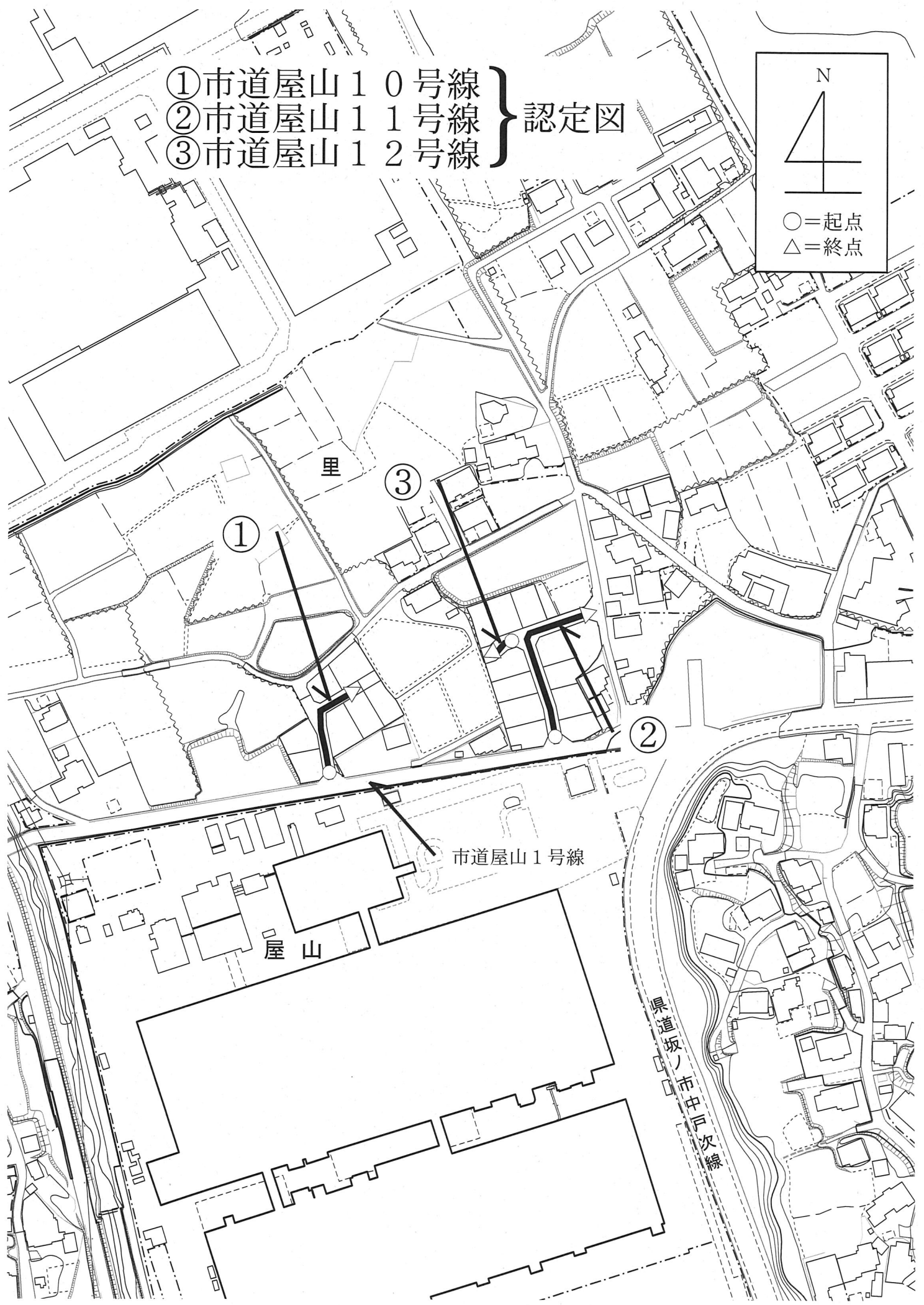
丹川

佐野

奥道坂ノ市戸次線

丹生小学校

- ①市道屋山10号線
 - ②市道屋山11号線
 - ③市道屋山12号線
- } 認定図



市道羽屋四丁目1号線認定図



羽屋二丁目

認定路線

羽屋四丁目

園道N-10線

市道花園豊饒線

南大分
体育館

南大分スポーツパーク



報第 8 号

専決処分した事件の承認について

大分市税条例の一部改正について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき令和8年3月31日をもって次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

令和8年6月12日 提出

大分市長 足立 信也

大分市税条例の一部を改正する条例

大分市税条例（昭和38年大分市条例第107号）の一部を次のように改正する。

第10条中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

第14条各号列記以外の部分中「、第66条の7第1項」を削り、同条第2号及び第3号中「第66条の7第1項の申告書、」を削る。

第20条第3項中「以下この項及び次項並びに」を「次項及び」に改め、「いう。）」の次に「（同号口に掲げるものを除く。以下この項において同じ。）」を加える。

第65条第1項を次のように改める。

軽自動車税は、軽自動車等に対し、その所有者に課する。

第65条第2項を削り、同条第3項中「種別割」を「軽自動車税」に、「、第1項」を「、前項」に、「その使用者に」を「当該軽自動車等の使用者に軽自動車税を」に改め、同項ただし書中「これを課さない」を「この限りでない」に改め、同項を同条第2項とする。

第66条（見出しを含む。）中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

第66条の2第1項を次のように改める。

軽自動車等の売買契約において売主が当該軽自動車等の所有権を留保している場合には、買主を軽自動車等の所有者とみなして、軽自動車税を課する。

第66条の2第2項中「3輪以上の軽自動車の取得者又は」を削り、同条第3項及び第4項を削る。

第66条の3各号列記以外の部分中「次の各号に該当する」を「救急用の」に改め、「（第2号及び第3号に掲げる軽自動車等にあつては、環境性能割に限る。）」を削り、同条各号を削る。

第66条の4から第66条の9までを削る。

第67条（見出しを含む。）、第68条の見出し並びに同条第1項及び第2項並びに第70条（見出しを含む。）中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

第71条の見出し中「種別割」を「軽自動車税」に改め、同条第1項中「種別割」を「軽自動車税」に、「第33号の4の2様式」を「第33号の4様式」に改め、同条第2項及び第3項中「第33号の4の2様式」を「第33号の4様式」に改める。

第72条の見出し、第72条の2（見出しを含む。）並びに第73条の見出し並びに同条第1項各号列記以外の部分、第2項各号列記以外の部分、第4項及び第5項中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

第74条第2項中「第65条第3項ただし書」を「第65条第2項ただし書」に、「種別割」を「軽自動車税」に改め、同条第9項中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

附則第11条の3の前の見出し及び同条を削る。

附則第11条の3の2に見出しとして「（個人の市民税の住宅借入金等特別税額控除）」を付し、同条第1項中「居住年が平成11年から平成18年まで又は」を「同法第41条第1項に規定する居住年が」に、「において、前条第1項の規定の適用を受けないときは」を「には」に、「附則第5条の4の2第5項」を「附則第5条の4第5項」に改め、同条第2項中「附則第11条の3

の2第1項」を「附則第11条の3第1項」に改め、同条を附則第11条の3とする。

附則第11条の5第1項及び附則第11条の8中「附則第11条の3の2第1項」を「附則第11条の3第1項」に改める。

附則第12条第1項中「令和9年度」を「令和12年度」に改め、同条第2項中「、附則第11条の3の2第1項」を削る。

附則第14条の2第3項中「附則第15条第25項第1号イ」を「附則第15条第24項第1号イ」に、「3分の2」を「2分の1」に改め、同条第4項中「附則第15条第25項第1号ロ」を「附則第15条第24項第1号ロ」に、「3分の2」を「2分の1」に改め、同条第5項中「附則第15条第25項第1号ハ」を「附則第15条第24項第1号ハ」に、「3分の2」を「2分の1」に改め、同条第6項中「附則第15条第25項第1号ニ」を「附則第15条第24項第1号ニ」に、「3分の2」を「2分の1」に改め、同条第7項中「附則第15条第25項第2号」を「附則第15条第24項第2号」に、「7分の6」を「5分の3」に改め、同条第8項中「附則第15条第25項第3号イ」を「附則第15条第24項第3号イ」に、「4分の3」を「3分の2」に改め、同条第9項中「附則第15条第25項第3号ロ」を「附則第15条第24項第3号ロ」に、「4分の3」を「3分の2」に改め、同条第10項中「附則第15条第25項第3号ハ」を「附則第15条第24項第4号」に改め、同条第11項から第13項までを削り、同条第14項中「附則第15条第28項」を「附則第15条第27項」に改め、同項を同条第11項とし、同条第15項中「附則第15条第32項」を「附則第15条第31項」に改め、同項を同条第12項とし、同条第16項中「附則第15条第37項」を「附則第15条第36項」に改め、同項を同条第13項とし、同条中第17項を第14項とし、第18項を第15項とする。

附則第14条の3第7項各号列記以外の部分中「附則第12条第19項」を

「附則第12条第20項」に改め、同条第8項第4号中「附則第12条第23項」を「附則第12条第24項」に改め、同項第6号中「附則第12条第24項」を「附則第12条第25項」に改め、同条第9項第5号及び同条第11項第5号中「附則第12条第31項」を「附則第12条第32項」に改め、同条第14項各号列記以外の部分中「附則第12条第19項」を「附則第12条第20項」に改め、同条第15項各号列記以外の部分中「改修実演芸術公演施設」を「改修特別特定建築物」に、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則（平成18年国土交通省令第110号）第10条第2項に規定する通知書の写し及び主として劇場、音楽堂等の活性化に関する法律（平成24年法律第49号）第2条第2項に規定する実演芸術の公演の用に供する施設である」を「施行規則附則第7条の2第1項に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し及び高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）第14条第1項に規定する建築物移動等円滑化基準（同条第3項の条例で付加した事項を含む。）又は同法第17条第3項第1号に規定する建築物特定施設（同法第2条第20号に規定する建築物特定施設をいう。）の構造及び配置に関する基準に適合する」に改め、同項第3号を次のように改める。

- (3) 家屋が高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成18年政令第379号）第5条各号に掲げる特別特定建築物（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第14条第3項の条例で定める同法第2条第18号に規定する特定建築物を含む。）のいずれに該当するかの別

附則第17条の5の見出し中「改修実演芸術公演施設」を「改修特別特定建築物」に改め、同条各号列記以外の部分中「改修実演芸術公演施設」を「改修特別特定建築物」に、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則第10条第2項に規定する通知書の写し及び主として劇場、音楽堂

等の活性化に関する法律第2条第2項に規定する実演芸術の公演の用に供する施設である」を「施行規則附則第7条の2第1項に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し及び高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第14条第1項に規定する建築物移動等円滑化基準（同条第3項の条例で付加した事項を含む。）又は同法第17条第3項第1号に規定する建築物特定施設（同法第2条第20号に規定する建築物特定施設をいう。）の構造及び配置に関する基準に適合する」に改め、同条第3号を次のように改める。

- (3) 家屋が高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令第5条各号に掲げる特別特定建築物（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第14条第3項の条例で定める同法第2条第18号に規定する特定建築物を含む。）のいずれに該当するかの別

附則第19条の4中「第9項、第13項から第17項まで、第19項、第20項、第24項、第27項、第31項から第33項まで、第36項、第37項、第41項若しくは第44項」を「第8項、第12項から第16項まで、第18項、第19項、第23項、第26項、第30項から第32項まで、第35項、第36項、第40項若しくは第43項」に改める。

附則第21条の2から附則第21条の5までを削る。

附則第22条の2第3項第2号、附則第22条の3第3項第2号及び附則第23条第3項第2号中「、附則第11条の3第1項及び附則第11条の3の2第1項」を「及び附則第11条の3第1項」に改める。

附則第23条の2第1項各号列記以外の部分及び第2項中「令和8年度」を「令和11年度」に改める。

附則第24条第5項第2号中「、附則第11条の3第1項及び附則第11条の3の2第1項」を「及び附則第11条の3第1項」に改める。

附則第24条の2の見出し中「の種別割」を削り、同条第1項中「法第444条第3項に規定する」を「道路運送車両法第60条第1項後段の規定による」

に、「から第4項まで」を「及び第3項」に改め、「の種別割」を削り、同条第2項中「令和4年4月1日から令和8年3月31日まで」を「令和7年4月1日から令和10年3月31日まで」に改め、「の種別割」を削り、同条第3項中「法第446条第1項第3号」を「同項」に改め、「及び次項」を削り、「令和4年4月1日」を「令和7年4月1日」に、「当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分」を「令和8年度分」に改め、「の種別割」を削り、同条第4項を削る。

附則第25条の見出し中「の種別割」を削り、同条第1項中「の種別割」を削り、「から第4項まで」を「又は第3項」に改め、同条第2項及び第3項中「の種別割」を削る。

附則第26条第2項第2号及び附則第27条第2項第2号中「、附則第11条の3第1項及び附則第11条の3の2第1項」を「及び附則第11条の3第1項」に改める。

附則第27条の2第2項第2号及び同条第5項第2号並びに附則第27条の2の2第2項第2号及び同条第5項第2号中「、第11条の3第1項及び第11条の3の2第1項」を「及び附則第11条の3第1項」に改める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(固定資産税に関する経過措置)

第2条 別段の定めがあるものを除き、この条例による改正後の大分市税条例（以下「新条例」という。）の規定中固定資産税に関する部分は、令和8年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和7年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 令和6年4月1日から令和8年3月31日までの間に新たに取得された地方税法等の一部を改正する法律（令和8年法律第2号）第1条の規定による

改正前の地方税法（昭和25年法律第226号。以下「旧法」という。）附則第15条第25項に規定する特定再生可能エネルギー発電設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

- 3 平成30年4月1日から令和8年3月31日までの間に旧法附則第15条の11第1項に規定する利便性等向上改修工事が行われた同項に規定する改修実演芸術公演施設に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

（軽自動車税に関する経過措置）

第3条 新条例の規定中軽自動車税に関する部分は、令和8年度以後の年度分の軽自動車税について適用する。

- 2 この条例の施行の日前の3輪以上の軽自動車の取得に対して課する軽自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。

- 3 令和7年度以前の年度分の軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

（都市計画税に関する経過措置）

第4条 次項に定めるものを除き、新条例の規定は、令和8年度以後の年度分の都市計画税について適用し、令和7年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

- 2 平成30年4月1日から令和8年3月31日までの間に旧法附則第15条の11第1項に規定する利便性等向上改修工事が行われた同項に規定する改修実演芸術公演施設に対して課する都市計画税については、なお従前の例による。

（大分市税条例等の一部を改正する条例の一部改正）

第5条 大分市税条例等の一部を改正する条例（平成26年大分市条例第19号）の一部を次のように改正する。

附則第6条中「の種別割」を削る。

報第 9 号

専決処分した事件の承認について

大分市国民健康保険税条例等の一部改正について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき令和8年3月31日をもって次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

令和8年6月12日 提出

大分市長 足立 信也

大分市国民健康保険税条例等の一部を改正する条例

（大分市国民健康保険税条例の一部改正）

第1条 大分市国民健康保険税条例（昭和38年大分市条例第120号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項ただし書中「660,000円」を「670,000円」に改める。

第24条第1項各号列記以外の部分中「660,000円」を「670,000円」に改め、同項第2号中「305,000円」を「310,000円」に改め、同項第3号中「560,000円」を「570,000円」に改め、同条第3項第1号中「第24条の30の5」を「第24条の30の6」に改め、同条に次の1項を加える。

4 国民健康保険税の納税義務者の属する世帯内に18歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者（以下「18歳未満被保険者」という。）がある場合における当該納税義務者に対して課する子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額（当該納税義務者の世帯に属する18歳未満被保険者につき算定した被保険者均等割額（前3項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額）

に限る。)は、当該被保険者均等割額から、当該被保険者均等割額に相当する額を減額して得た額とする。

(大分市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 大分市国民健康保険税条例の一部を改正する条例(令和8年大分市条例第15号)の一部を次のように改正する。

第3条に1項を加える改正規定中「とする」を「とする。ただし、加算後の額が30,000円を超える場合においては、子ども・子育て支援納付金課税額は、30,000円とする」に改める。

第24条第1項各号列記以外の部分の改正規定中「同条第5項」を「同条第5項本文」に、「額の合算額」を「額(当該減額して得た額が30,000円を超える場合には、30,000円)の合算額」に改める。

第24条第3項各号列記以外の部分の改正規定中「、「」を「並びに」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 第1条の規定による改正後の大分市国民健康保険税条例の規定は、令和8年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和7年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

報第 10 号

専決処分した事件の承認について

大分市介護保険条例の一部改正について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき令和8年5月18日をもって次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

令和8年6月12日 提出

大分市長 足立 信也

大分市介護保険条例の一部を改正する条例

大分市介護保険条例（平成12年大分市条例第10号）の一部を次のように改正する。

附則に次の1項を加える。

（令和8年度における保険料の減免の申請等に係る特例）

19 令和8年度の保険料の減免を受けようとする者に係る第9条第2項の規定による申請及び同条第4項の規定による届出については、これらの規定にかかわらず、市長がやむを得ないと認める場合に限り、その申請及び届出を要しないものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。